

平成 2 1 年第 2 回臨時会

# 上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 1 日開会  
平成 2 1 年 5 月 1 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

# 平成 2 1 年第 2 回上里町議会臨時会議事録第 1 号

---

平成 2 1 年 5 月 1 日 ( 金曜日 )

---

## 議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長提出議案第 3 7 号 平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 5 町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 町長提出承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(追加日程)

- 日程第 7 議長辞職許可について
- 日程第 8 選挙第 1 2 号 議長選挙について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井藤實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
健康保険課長	高杯一美君	福祉こども課長	飯塚邦男君
学校教育課長	柴崎久男君		

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

## 開会・開議

午前9時2分開会・開議

議長（桜井 彪君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員について

議長（桜井 彪君） 日程第1 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番納谷克俊議員、4番中島美晴議員、5番荒井肇議員以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

議長（桜井 彪君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

### 日程第3 提出議案の報告について

議長（桜井 彪君） 町長より提出議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局報告〕

議長（桜井 彪君） 暫時休憩いたします。

午前9時05分 休憩

午前9時25分 再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第4 町長提出議案第37号 平成21年度上里町一般会計補正予算(第1号)について

議長（桜井 彪君） 日程第4 町長提出議案第37号、平成21年度上里町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申しあげました議案第37号、平成21年度上里町一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものであります。第1条であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ805万2千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を67億6,805万2千円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。次に2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、14款の国庫支出金と17款の寄付金、20款の諸収入であります。国庫支出金の205万2千円につきましては、子育て応援特別手当交付金で、寄付金では一般寄付金であります。諸収入につきましては、自治総合センターからコミュニティ活動に対す

る助成金としての歳入であります。歳入総額は、原形予算に対しまして805万2千円を追加いたしまして67億6,805万2千円とするものであります。

次に歳出関係でありますけれども、2款の総務費から9款の教育費まででございます。総務費でありますけれども、歳入の自治総合センターからの助成金を三町及び本郷の両行政区に対しまして250万円ずつ支出をするものであります。民生費は子育て応援特別手当支給事業といたしまして、20年度に国から示された交付決定額に、不足分を補正いたしまして支出をするものであります。教育費は一般寄付金といたしまして受けた寄付金を、その寄付者の意向に添いまして中学校の教材用備品等を購入するものであります。歳出も歳入同様、原形予算に対しまして805万2千円を追加いたしまして、67億6,805万2千円とするものであります。慎重ご審議していただき、ご議決賜りますようお願い申しあげ次第であります。

お手元に一覧表が配布されておりますので補足説明をさせていただきたいと思っております。最初に総合政策課関係でありますけれども、歳入歳出500万円でありまして、コミュニティ助成事業であります。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり自治総合センターから宝くじの受託事業収入を財源といたしまして、地域のコミュニティ活動に助成されるものであります。今年度におきましては三町の獅子舞まつりとそれから本郷のお祭りの2事業が採択されました。助成額はそれぞれ250万円ずつの500万円でございます。本郷につきましては、その中でお祭り用品として、イベント用備品を買うということございまして、袴とか祥纏だとか、宝くじシール、運搬用アンプ、スピーカー、マイクスタンド等々の購入を予定しているところであります。三町については、獅子舞音頭の修繕、獅子頭の収納箱、垂れ幕一式等々を購入いたしたいということであるそうであります。次に総合政策課の財政係であります。歳入100万円でありまして、先ほど申し上げましたとおり一般寄付、中学校の教育振興事業に対しまして、町民からの善意によりまして寄付があったわけでありまして、これを歳入としたものであります。本人の希望によりまして名前は公表しないでくれというようなお話であるわけでありまして、今回が3回目でありまして、平成20年1月、平成20年5月にもいただいた経緯があるわけであります。次に福祉こども課関係でありますけれども、歳入歳出205万2千円でありまして、子育て応援特別手当交付金であります。これにつきましては、当該事業は平成20年度に予算計上され、繰越明許により実施をしているところであります。ご承知のとおり小学校就学前3年間に属する子どもで第2子以降の児童について、一人当たり3万6千円を支給するものであります。支給対象となる子の属する世帯の世帯主に支給をいたすわけでありまして。対象となる人数は、国の試算で平成21年2月1日の基準日で483人、手当ての給付見込額及び額は1,738万8千円を計上させていただいたところでありますけれども、第1回の振込み等をおこない、4月下旬に144件、522万円を振り込みしたところであります。今回の補正につきましては、実際の総支給見込額が現在で540人と見込まれる訳でありますので、57人分の手当てををしたいということございまして、一人当たり3万6千円、総額205万2千円を計上したところでございましてご理解いただきたいと思います。それから一番下の学校教育課の100万円でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、寄付金を上里中学校の教材用備品として支出をいたしたいということでございます。以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第37号 平成21年度上里町一般会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（桜井 彪君） 日程第5、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。専決処分第1号でございますが、上里町税条例の一部を改正する条例の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月27日に国会において可決成立し、3月31日法律第9号により公布されたことに伴いまして、地方自治法179条第1項の規定により3月31日に専決処分いたしましたので、議会の承認を願いたくご提案申し上げますのでございます。

改正の概要でございますが、現下の経済・財政状況等を踏まえて、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、平成21年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、それから長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置等を行う旨の改正であります。その他所要の措置を講ずること等が主な内容でございます。なにとぞ慎重ご審議のうえ、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

次に補足説明をさせていただきますが、お手元に一覧表で大きな紙で平成21年度上里町税条例改正の概要がございます。先ほど申し上げましたとおり、住民税それから固定資産税ということになっていくわけでありまして、住民税につきましては、先ほど申し上げました所得税納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで、又平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除から前年分の所得税の額、住宅借入金等特別控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額を控除した金額につきまして、5分の3に相当する金額、所得税の課税総所得金額等の合計額が100分の3に相当する金額、当該金額が58,500円を超える場合は58,500円を限度額とするということでございます。いま一つは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長するということが内容であります。

次に固定資産税関係につきましては、一つといたしまして平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の負担について、調整措置を講じることとなりました。2番目といたしまして、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、町長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正し、価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることができると。いわゆる下落修正をここでうたっている訳であります。3といたしましては、

医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税に非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人、非営利法人に該当するものに限るわけでありませけれども、社会医療法人等が設置する固定資産が追加されたわけでありませ。次に4番目としまして、社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置が創設されたものでありませ。5番目といたしましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向けの優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に一定の政府の補助を受けた貸家住宅が追加されたということございませ。6番目といたしまして、平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に認定長期優良住宅を新築した場合、翌年度から5年度分、中高層耐火建築物は7年度分の固定資産税額が2分の1に減額される特例措置が創設されたというのが主な改正の内容でありませ。

次にお手元の条例の説明をさせていただきたいと思ひませ。お手元の条例の説明でありませけれども、36条、38条関係でありませけれども、36条の2の4項は、町民税の申告についての申告書の書式を定めておるわけでありませけれども、雑損控除等の控除を受ける際に、町に提出する申告書についての申告書の様式の追加が行われたため法改正により条文の整理をいたすものでありませ。38条の第1項につきましては町民税の徴収の方法、特別徴収と普通徴収の2方式についての条項でありませが法改正に伴う条文の整理をするものでありませ。次に47条の2の第2項、それから47条の3中のことございませけれども、これは第47条の2の2項の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額に加算して年金から特別徴収という2項の規定を削りまして3項中の文言の整理をし、3項を2項とする条文の整理でありませ。次に上記の第47条の2項第2項を削除したことに伴ひまして、年金受給者からの特別徴収義務者となる者の規定による文言の整理を条文の中で整理をいたしたものでありませ。次に47条の5関係ございませ。第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定したものでありませ。第1項及び第2項につきましては、第47条の2項第2項が削除されたことに伴ひまして関連する文言がこの条文で整理をされたものでありませ。次に下の同条の第3項につきましては、47条の3で行った文言の整理に関する条文の整理ということになるわけでありませ。次に51条の第1項関係でありませが、これにつきましては町民税の減額規定について文言の整理を行い、更なる充実を図るため条文の整理をいたしたものでありませ。51条第1項第6号が町民税の減額規定の一つでありませ5号として1項目を新たに追加することに伴ひまして条文の整理でありませ。第51条第1項第5号につきましては、町民税の減免規定の中に、いままで特定非営利活動促進法に規定する法人が盛り込まれていなかったため条文を追加し、整理をしたものでありませ。51条第2項第1号につきましては、町民税の減免する際の期間等について規定してありませ、納期限を年度、納期の別という文言に整理をいたしたために文言の整理をするものでありませ。次に54条第7項関係でありませけれども、これにつきましては家屋の所有者以外の者が取り付けた付帯設備の所有者を規定しておる条項でありませ法改正に伴う条文の整理でありませ。これはイオンとユニクス等でその中に入っております業者さん等が個別に中で間仕切り等特別な改装を行った場合に、所有者でなくその行った人に課税することができるという条文の改正で追加の改正でありませ。次に56条の関係ございませけれども、これにつきましては固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の条項でありませ、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税対象に一般社団法人及び一般財団法人、非営利型法人に該当するものに限るわけですけれども、社会医療法人等が設置する固定資産が法改正により追加されたため条文の整理を行うものでありませ。次に58条関係の内容でありませけれども社会医療法人が医療法等に規定す

る救急医療等の確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置が法改正により創設されたことに伴いまして追加されたものであります。次に59条関係であります。これにつきましては固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の条項でございまして法改正に伴いまして条文の整理を行ったものであります。次に93条関係でありますけれども2項であります。卸売り販売業者等の売り渡しとみなす場合の条項でありまして、法改正に伴いまして文言の整理がなされたものであります。次に附則第7条の3の関係であります。所得税の確定申告により住宅借入金等特別控除を受けた際、所得税で引ききれなかった部分について、町民税で申告によりまして適用される住宅借入金等特別控除の規定が定められたことに伴いまして文言の整理を行うものであります。次に附則第8条関係は、肉用牛の売却した場合の事業所得に係る課税の特例の規定でございまして、附則第7条の3の2の個人の町民税の住宅借入金等特別控除が追加条文となりましたので、整備に伴いましてこれによる条文の文言の整理になるわけでありまして、次に附則第10条関係でありますけれども固定資産税等課税標準の特例の読み替え条項でございまして、法改正に伴う条文の整理であります。附則第10条の2の第2項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置の条項でありまして、法改正に伴いまして対象に一定の政府の補助金を受けた貸家住宅を追加条文と整理をさせていただくものであります。10条の2の5項につきましては、高齢者等の居住の安全性、及び高齢者に対する介助の要因性の向上に資する一定の改修工事を行った住宅に対して課税する固定資産税の減額措置の条項でありまして、法改正に伴う条文の整理であります。附則第10条の2の第6項につきましては、外壁、窓等を通して熱の損失防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に対しまして課税する固定資産税の減額措置の条項でございまして、それに伴う法改正による条文の整理であります。附則10条の3でありますけれども、これにつきましては阪神淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が、すべて申告等の条項でございまして、これにつきましては終了いたしましたので削除いたすということでありまして、次に附則第11条につきましては、土地に対しての課税する平成21年度から平成23年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義の条項でございまして、法改正に伴い見出しの変更を行ったものであります。次に附則第11条の2であります。平成22年度、又は平成23年度における土地の価格の特例の条項でありまして、自然的又は社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において、地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合においては、修正した価格を課税標準として土地課税台帳に登録されたものと規定していますが、見出し第1項、第2項は法改正に伴う条文の整理ということになるわけでありまして、次に附則第11条の3項関係でありますけれども、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格を昨今の鉄軌道用地の利用状況が多様化、又は複雑化してきておりますので、速やかに評価の適正化、明確化を図る観点から平成21年度の評価替えを待たずに、平成19年度から実施するよう規定されたものでありますけれども、これにつきましては平成21年度から正規のルートに入りましたので条文の削除を行うものであります。次に附則第12条関係でありますけれども、宅地等に対しての課税でありまして平成21年度から平成22年度までの各年度の固定資産税の特例の条項でございまして、これは今まで平成18年から20年度までであったわけでありまして、これを延長するという内容の改正であるわけでありまして、次に附則の12条の関係につきましては削除でございまして、次に附則第12条の3につきましては、用途変更、宅地等及び類似用途の変更宅地等に関する固定資産税に関する経過措置の条文でございまして、法改正に伴う条文の整理であるわけであり



ます。次に13条関係でありますけれども、農地に対して課する平成21年度から23年度までの各年度の固定資産税の特例の条項でございます。次に附則第15条の2は、特別土地保有税の特例の条項でございます。これについては法改正に伴う条文の整理であります。次に附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例についての規定でありまして、附則第7条の3の2の追加がされたことに伴いまして関係する条文の整理を行うものであります。附則第16条の4につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例について規定するものでありまして、附則第7条の3の2の追加されたことに伴う関係の条文の整理を行ったものであります。次に附則第17条につきましては、譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。附則第7条の3の2の追加されたことに伴いまして条文の整理を行ったものであります。次に附則第17条の2につきましては、譲渡所得に係る優良住宅地の造成等のための土地の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用を規定したものでありまして、特例の期間を延長し、平成21年度までを平成26年度までにする旨の変更の改正であります。次に附則第18条5項につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。附則第7条の3の2の追加されたことに伴いまして条文の整理を行うものであります。次に附則第19条であります。株式等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。附則第7条の3の2の追加されたことに伴いまして関係条文の整理を行ったものであります。次に附則第19条の2の関係であります。特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例についての規定でございます。特定管理株式これが上場廃止前に特定口座を開設し、かつ特定管理口座を開設している株式ということになるわけですが、に特定保有株式、特定贈与税が今回の贈与の直前に有していた株式で、その贈与の時に議決権が制限されていないこと。それから国内外の証券取引所、又は店頭売買の有価証券登録原簿に上場又は登録していない法人の株式であることのあるわけがありますけれども、それを追加したことに伴いまして条文の整理を行ったものであります。次に附則第20条関係につきましては、特定中小企業会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得の課税の特例の規定でございます。附則第20条の2の先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。法の改正に伴う文言の整理であります。附則第20条の4の関係でございますけれども、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。法改正に伴う文言の整理になるわけであります。次に附則第10条の2の3項、7項関係でありますけれども、これにつきましては平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合、5年度分又は7年度分の固定資産税の自分の家の減額される特例措置の条項でございます。法改正に伴い新たに創設されたものであります。次に附則第1条関係でありますけれども、これにつきましては町民税についての施行日を定めていますが、同条の関連する附則第2条中の中で法改正により削除になった項目が第2項目にあるため関連する項目にずれが生じた訳でありますので、そのため文言の整理を行ったものであります。次に附則第2条でございますけれども、個人の町民税の経過措置についての規定でございます。同条中の第13項、及び15項の削除を法改正により整理し行ったものであります。以下につきましては、法改正に伴う経過措置による施行日等の内容が記載されているわけであります。以上で内容の説明とさせていただきます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質

疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（桜井 彪君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

## 日程第6 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（桜井 彪君） 日程第6、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。改正の概要でございますが、町税条例の一部を改正における個人町民税の課税の特例の改正等に伴いまして、それに関連する国民健康保険税の課税の特例等と共に介護給付金限度額についての所要の改正をいたしたいと思うわけでございます。以上であります。なにとぞ慎重ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

次に内容の補足説明をさせていただきます。第2条関係でありますけれども、国民健康保険税の介護納付金分を含むものでありますけれども、課税額についての規定であります。法改正による文言の整理、及び介護納付金課税についての所得割額及び被保険者均等割額の合算額についての限度額9万円から10万円に改正をいたしたいということでございます。ちなみに平成20年度の課税の限度額でございますけれども、医療分につきましてはご承知のとおり47万円でございます。これに対する対象者は70人いたわけでありまして、それから後期高齢者につきましては、限度額が12万円であるわけでありまして、これが121人おったわけでありまして、それから介護納付金につきましては、9万円でありまして、該当者が34人おられたわけでありまして、今回そういうことで全体といたしましては、限度額が129人であったわけでありまして、以上が平成20年度の国民健康保険税の賦課状況から参考数字であるわけでありまして、平成21年度については、現在課税における準備中でございますので、介護納付日についての限度額を超えた方が何人になるのかということについては、正確な把握はできないわけでありまして、上記20年度の課税を参考にいたしますと30数人になるのではないかなと見込まれているところでございます。次に第4条関係でございますけれども、第4条の2は国保税の被保険者に係る世帯別平均割額の規定するものでありまして、文言の整理であります。それから第11条関係につきましては、国保税の納期についての規定でございますが、これも文言の整理になるわけでありまして、次に第4条の2につきましては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平均割額の規定でございます。法改正に伴いまして文言の整理を行うものであります。次に第11条関係については、国民健康保険税、介護分を含むものでありますけれども納期についての規定でございます。法改正による文言の整理でございます。次に第12条の

2の関係でありますけれども国民健康保険税の納期前の納付についての追加規定でございます。町税条例と同様に国保税についても当該納期の後の納付に係る納付額について、当該納期分と合わせて繰り上げすることができる旨の規定を明文化いたしましたものであります。次に第18条の第1号につきましては、第20条第1項、第2号、第21条の文言を、第18条、第20条、第21条につきましては、文言の整理であるわけでありまして、介護納付分につきましては9万円から10万円に限度額の改正をすることとさせていただきます。特に第18条第1号につきましては、新たに特別徴収対象保険者となった者に係る国民健康保険税の仮徴収の規定でございます。これは文言の整理であります。第20条につきましては、国民健康保険税に係る限度額規定であります。先に第2条の箇所でも説明させていただきましては、国保税の中に含まれている介護納付金の均等割額の上限額を、改正によりまして9万円から10万円へと改正をいたす文言の整理であります。第21条につきましては、国民健康保険税に係る申告の規定でございますが、条文中の文言を整理いたすものでございます。次に第22条第1項、それから同条第2号、同条第3項、及び第23条につきましては、文言の整理を行うものであります。第24条につきましては、法律に関する行政手続条例の適用除外規定の追加条文であります。第25条、第24条につきましては、文言の整理を追加させていただいたものでございます。特に第24条につきましては、上里町行政手続条例の追加規定が、町税条例と同様に行政手続条例の適用除外を定めたものでございまして、条文の追加をさせていただいたものであります。第25条は改正前の条例では第24条でありましたので、前段を繰り上げの関係が入りましたので繰り下げたということとさせていただきます。次に附則については、第3項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例、及び第7項につきましては、上場株式に係る譲渡損失の損益通算、及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例が、法改正により整備されたことに伴いまして、条文の整理を行うものであります。以下につきましては、施行に伴います経過措置の取扱い、並びに施行日の扱いになるわけでありまして、以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（桜井 彪君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定しました。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後 1時32分 再開

副議長（荒井 肇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

副議長（荒井 肇君） ただいま、議長 桜井 彪議員より上里町議会議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（荒井 肇君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

## 日程第7 議長辞職許可について

副議長（荒井 肇君） 日程第7 上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、桜井 彪議員の退席を求めます。

〔桜井 彪議員退席〕

副議長（荒井 肇君） まず、辞職願を、事務局をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

副議長（荒井 肇君） お諮りいたします。桜井議員の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

副議長（荒井 肇君） 起立全員であります。よって、桜井議員の議長辞職は許可されました。

副議長（荒井 肇君） この際、桜井議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔桜井 彪議員復席〕

副議長（荒井 肇君） 暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時37分 再開

副議長（荒井 肇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

副議長（荒井 肇君） お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（荒井 肇君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

## 日程第8 議長選挙について

副議長（荒井 肇君） 日程第8 選挙第12号 上里町議会議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

副議長（荒井 肇君） ただいまの出席議員数は、12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番桜井 正議員、14番小暮敏美議員、1番高橋正行議員を指名いたします。

副議長（荒井 肇君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

副議長（荒井 肇君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（荒井 肇君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（荒井 肇君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

副議長（荒井 肇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（荒井 肇君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、桜井議員、小暮議員、高橋議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

副議長（荒井 肇君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。その内、有効投票数10票、無効2票、有効投票中 根岸 晃議員 10票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって根岸 晃議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

副議長（荒井 肇君） ただいま議長に当選されました根岸 晃議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。議長に当選されました根岸 晃議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔10番 根岸 晃君登壇〕

10番（根岸 晃君） ただいまの投票で皆様方のご支援をいただき、当選をいたしました根岸でございます。これからの任期を議長として運営をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援の程をよろしくお願いいたします。

副議長（荒井 肇君） 暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時19分 再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**閉 会**

議長（根岸 晃君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後2時20分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 桜 井 彪

議 会 議 長 根 岸 晃

議 会 副 議 長 荒 井 肇

議 会 議 員 納 谷 克 俊

議 会 議 員 中 島 美 晴